

大村市新型コロナウイルス感染症対策本部（法定設置）

協議事項

【設置根拠】

新型インフルエンザ等特別措置法第 32 条第 1 項の規定に基づき、新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされた場合には、全ての市町村長は、同法第 34 条第 1 項の規定に基づき、「市町村行動計画で定めるところにより、直ちに、市町村対策本部を設置しなければならない。」とされています。

4 月 7 日、政府から緊急事態宣言が発出されたため、本市では同日、これまでの任意設置から法定設置の対策本部へ移行しました。

5 月 25 日、緊急事態解除宣言の発出を受け、同日、法定設置の対策本部は解散し、任意設置へ移行しました。

第1回（R2.4.7）

- ・法に基づく対策本部設置について
- ・今後の市の動きについて

<本部員>

	役職	本部員名
1	本部長	市長
2	副本部長	副市長
3	部員	教育長
4	部員	大村消防署長
5	部員	大村市理事
6	部員	企画政策部長
7	部員	総務部長
8	部員	財政部長
9	部員	市民環境部長
10	部員	福祉保健部長
11	部員	こども未来部長
12	部員	産業振興部長
13	部員	大村市技監
14	部員	都市整備部長
15	部員	教育政策監
16	部員	教育次長
17	部員	上下水道事業管理者
18	部員	上下水道局次長
19	部員	競艇事業管理者
20	部員	競艇企業局次長

（事務局：広報戦略課、総務課、福祉総務課、国保けんこう課）

第2回 (R2.4.17)

- ・新型コロナウイルス感染者（第15、16例目）の発生について
- ・市施設の休館・利用制限について
- ・小学校・中学校の臨時休校等
- ・私立幼稚園の休園等

第3回 (R2.4.24)

- ・政府専門家会議「状況分析・提言」及び政府対策本部会議について
- ・長崎県内の感染動向について
- ・長崎空港及び大村消防署における現状と取組みについて
- ・市の今後の取組みについて

第4回 (R2.4.30)

- ・長崎県内の動向について
- ・市の施設の休館等の期間延長について
- ・小中学校、市立幼稚園の休校等の延長について

第5回 (R2.5.7)

- ・国の動向について
- ・長崎県内の感染動向について
- ・市の施設の休館等の期間延長について
- ・小中学校、市立幼稚園の休校等の延長について

第6回 (R2.5.15)

- ・政府感染症対策専門家会議「状況分析・提言」について
- ・政府対策本部「基本的対処方針」について
- ・長崎県の新型コロナウイルス感染症対策について
- ・市の施設の休館等の期間について
- ・市の行事、イベント等の中止等の期間、再開時の基準について

第7回 (R2.5.21)

- ・基本的対処方針等諮問委員会（緊急事態宣言）について
- ・長崎県の新型コロナウイルス感染症の状況について

第8回 (R2.5.25)

- ・緊急事態解除宣言について
- ・法定設置の市対策本部の廃止（任意設置への移行）について